

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（第4期）公募委員募集要項

明石市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」に基づいて、明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下、「協議会」という）を設置しています。

この度、障害者差別を解消するための施策について幅広く市民から意見を得るため、協議会委員の一部を市民公募します。

◇ 募集人員

4人

◇ 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 満18歳以上の方（令和7年4月1日現在）
- (3) 平日に開催する会議（年1回程度）に出席できる方
- (4) 市が設置する他の審議会等の委員を5つ以上兼ねていない方

◇ 委員の役割

協議会委員として、障害者差別を解消するための施策について意見をいただきます。

◇ 委員の任期

委嘱の日より3年

◇ 応募方法

提出方法	下記の書類を、明石市インクルーシブ推進課（市役所本庁6階）まで直接持参、又は、郵送、ファックス、Eメールにて提出ください。
提出書類	(1) 明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会委員応募用紙 (2) 「障害のある人もない人も尊重されるまちづくり～私にできること・したいこと～」をテーマにした作文（横書きで800字以内、所定の用紙にご記入ください。） ※応募用紙、原稿用紙は、担当課窓口及びあかし総合窓口、各市民センターで配布するほか、「明石市ホームページ」からもダウンロードできます。 ※提出された書類等は返却いたしません。 ※手話動画等での提出の場合は、お問い合わせください。
受付期間	令和7年5月2日（金）～令和7年6月3日（火） 受付時間 午前8時55分～午後5時40分 ※持参の場合、土・日・祝日の受付はいたしません。

◇ 選考・通知

選考委員による書類選考を行い、結果は応募者全員にお知らせいたします。

◇ その他

- (1) 会議に出席していただいた場合は、規定による報酬をお支払いします。
- (2) 会議は原則公開で行われますので委員の氏名、会議で表明された意見等は公表されます。

◇ お問い合わせ先（担当課）

明石市 市民生活局 市民協働推進室 インクルーシブ推進課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL (078) 918-6037 FAX (078) 918-5617
Eメール：inclusive@city.akashi.lg.jp